

# 第2次大戦後の日本とアジアの和解の課題

伊 藤 武 彦

人間発達研究 第4号（2006）抜刷  
和光大学人間関係学部紀要 第10号 第2分冊

## 第2次大戦後の日本とアジアの和解の課題

伊藤 武彦

本論文では、第2次世界大戦における加害被害関係について、戦後の日本がどのような和解プロセスを行ってきたかを明らかにした。同じく連合国に対戦して敗北したドイツはEU諸国との和解に成功しているが、日本とアジアの和解は成功しているとはいえない。ガルトゥングが提唱する、和解の12の方法すなわち、1. 対立の原因を外部に求める、2. 賠償、3. 加害者の謝罪と被害者の許し、4. 懺悔と宗教的な告白、5. 法廷での告白、6. カルマ（業）、7. 対立の原因を内部要因で検証する、8. 歴史の追体験、9. 悲しみ、癒しを共有する、10. 共に再建（復興）にかかる、11. 将来像と一緒に考える、12. ホーポノポノ的解決、の各項目について、日本の戦後史における和解の経過と現在および未来の課題を考察した。

### はじめに

日本は、アジアに位置しながら、ある意味アジアから孤立しているともいえる。その理由の一つとして、第2次世界大戦中にアジア諸国を舞台に戦争をおこない、アジアの人々に被害を与えたにもかかわらず、その謝罪が十分になされたと認知されることなく、むしろ不信感をもたれており、友好関係の妨げになっているということが挙げられる。東アジアとアジア諸国との友好関係と信頼関係をきずくには、過去の暴力をめぐっての和解のプロセスが必要である。

「和解」とは、広辞苑によれば、(1)「相互の意思がやわらいで、とけあうこと。なかなおり」、(2)（法律用語として）「争いをしている当事者が互いに譲歩しあって、その間の争いを止めることを約する契約、示談」、

いとう たけひこ

と説明されている。英語の「和解」reconciliationに対応するのは、(1)の意味である。Galtung (2004) は、被害者と加害者の間の関係が戦争や武力紛争などの暴力にまでエスカレートした後で、その後の両者の関係の対話的・非暴力的・建設的な発展のために和解が必要であることを強調している。和解のためのプロセスとして不可欠な要素として、①癒し、②水に流すこと（過去の清算）、③締めくくること（新しい関係の再生）の3つを指摘している。加害者と被害者が暴力後も全く相互作用することが必要ではない場合、被害者のトラウマを増大させないためにも、特に和解という作業は必要でないかもしれない。しかし、日本は、東アジアに位置する島国であるという地理的特徴は、戦争中も戦後も不变である。また、政治・経済の相互関係・相互依存が地球的規模で進行している現在、近

隣諸国（およびそこに暮らす人々）との関係の修復と発展はきわめて重要な課題である。

そのためには和解のプロセスが不可欠である。

本論文の目的は、戦後日本の第二次世界大戦における加害被害関係について、どのような和解プロセスを行ってきたかを明らかにし、現在どのような課題があるかを明らかにすることにある。その際、同じく枢軸国として連合国に対戦して敗北したドイツの戦後の和解のプロセスを参考にする。日独比較により、日本の和解の課題を明らかにしたい。次に、和解の12の方法について、日本の戦後史の経過と課題との関連で考察する。

## 2 第2次世界大戦後の和解：ドイツの成功例と日本の失敗例

アジア太平洋戦争後60年以上たった現在の日本は、かつて日本軍が展開したアジア諸国の人々との間に真の和解と友好関係が成り立っているのであろうか？ここでは、ドイツ（東西ドイツ統合までは主に西ドイツ）と日本の戦後の4つのR、すなわち紛争解決 Resolution と戦後復興 Reconstruction と被害の回復 Rehabilitation と被害国・被害民族との和解について対比してみよう（表1）。

表1を見ると、日本と（西）ドイツは、敗戦後の処理において、連合国との政治的な紛争解決と、壊滅的打撃を受けた経済的な損害からの復興という点ではどちらも成功している。ヨーロッパ共同体におけるドイツの経済的位置は高い。また、東アジアにおいて日本は第一の経済大国になるまで経済は回復した。しかし、被害者に対する補償という点で、日本の場合、たとえば原爆被害者が医療や生活の保障を享受するためには、長い被爆者運動

表1 第2次世界大戦後のドイツと日本の戦後の対応（4つのR）の比較

戦後の対応	ドイツ	日本
紛争解決 Resolution	○	○
戦後復興 Reconstruction	○	○
被害回復 Rehabilitation	○	○△×*
和解 Reconciliation	○	×

\*○日本人の戦病者、復員軍人、遺族の補償

△民間人の被害の補償、原爆ヒバクシャの生活保障

×アジアの民衆の被害者の補償、在日コリアン問題の解決

の歴史があった。また、アジアの民衆や在日朝鮮韓国人に対するリハビリテーションという点では、日本の場合不十分な点がある。

しかし、最も対照的に成功と失敗が分かれるのは、近隣諸国・民族との和解の問題である。戦後60周年である2005年には、ドイツは、戦争の反省する式典をおこないユダヤ人弾圧の歴史を忘れないための博物館を建設する一方で、日本は、小泉首相の靖国神社参拝問題が、侵略戦争の反省をしていないという印象をアジア諸国に与え、中国や韓国で大規模な抗議行動が起こるという事態になっている。どうしてこのようなコントラストが生じたのか？

まず第一に、被害国から見た戦争指導者としてのヒトラーとその閣僚が断罪されたのに対して、日本の昭和天皇が占領政策の円滑化のためにその地位が保全されたという問題がある。ニュールンベルク裁判と東京裁判において、侵略戦争の指導者がいずれも戦勝国によって戦争犯罪人として死刑判決を受けた。彼らは処刑台の露として消えた。それらのA級戦犯を祀っている靖国神社を首相が参拝することで、今日のアジアからの非難が巻き起こっているのである。ナチズムは否定され、

その宣伝は戦後ドイツでは禁止された。日本では、国家神道の現人神（あらひとがみ）としての昭和天皇は「人間宣言」をおこない自らの神格を否定した。国家と宗教の結びつきも憲法によって禁止されている。とはいえ、象徴天皇制というかたちで天皇制の制度は存続している。また、少なくとも名目上の戦争指導者・責任者であった昭和天皇は退位を求められることもなく天皇としての地位を継続した。ここにドイツの戦前戦後の非連続と、日本の戦前戦後のあいまいな継続性とのコントラストが生じている。

戦後の政治家では、（西）ドイツにおいては、有名なヴァイスゼッカーの演説をはじめ、ドイツの国家社会主義の自民族中心の思想とユダヤ人などの大量虐殺などの歴史は、今後二度と起こることがないように戒め、歴史がくり返されないよう何度も発言している。加害について何度も謝罪をしている。これは周辺諸国にとっては、ナチズムが再来するという不安をいだかせないものとなっている。また、ドイツの指導者が謝罪をくり返すことにより、周辺諸国からは、過去の罪は憎むものの、現在のドイツに対する憎しみは過去のものとなっている。ナチズムは法律によって禁止されている。ネオナチの動きはあるとはいえ、それはドイツの社会問題としてあってはならない復古思想だという批判的な気運が国内にあり、国外からもそのようにとらえられている。（この点では、オーストリアはドイツより遙かに不徹底である。）戦後のドイツの歴史教科書は、周囲のヨーロッパ諸国に配慮して、ヒトラー政権と対外政策を徹底して批判したものとなっている。言論界においても、ナチスドイツの加害を免罪するような論調については、徹底的に批判がなされている。これらの結果、今日のドイツはEUのなかで

もメンバー諸国から信頼される一員として認知されているといえよう。

これに対して、日本の戦後政治指導者の発言と行動は、アジア諸国からしばしば非難の対象となってきた。「日本は天皇を中心とする神の国」と国家神道を彷彿とさせる森首相の発言もあった。多くの保守政治家は、日本のアジアへの加害を侵略と認めず、米国や西欧諸国に対する防衛的なものと考えている。アジア諸国の覚醒に役立ったと強調するものもいる。アジアへの軍事的侵略による加害について反省していない印象を与えていた。また、憲法第9条で軍備を持たないことが規定されているにもかかわらず、自衛隊は陸海空の装備と軍事予算においてアジアで最大規模となっている。憲法の規定と実質の軍備拡張との矛盾がアジア諸国に不信感を与えていた。また、1980年代からの教科書問題がアジア諸国を刺激した。歴史教科書においてアジアで戦争を日本が行ったことに関し、「侵略」という記述を「進出」という表現に訂正するという教科書検定が行われた。南京大虐殺についてもその被害を過小評価する勢力が発言権を持っている。また、日本の戦後のアジアへの経済進出は、しばしば現地の環境破壊や地域住人の生活破壊をもたらしている。そのことについての、日本側の深刻な配慮が不十分だという批判がある。

以上を要約すると、戦後ドイツは侵略戦争に対し、加害を認め、被害者に謝罪し、戦争責任者を処罰し、再発を防止することを周辺諸国に印象づけている。しかし、戦後日本は、アジアでの戦争について、侵略であることを認めない指導者がおり、被害国民の神経を逆なでするような戦争責任者賛美をしばしば行い、被害者からは十分に謝罪していないという印象を与えている。すなわちドイツは周辺

国との和解をほぼ完成させているのに対して、日本は周辺国との和解に失敗している。

さてそれでは、和解にはどのような方法があるのだろう。Galtung (2004) は次の12項目を指摘している (Galtung, 2005ab, 井上, 2005も参照)。

Galtung (2004) は戦争や紛争など、暴力に発展してしまった対立の後始末として、いかにこの和解のプロセスが重要かを説く。この3つのプロセスをふくんだ様々な方法を「和解への12の手法」として紹介している。紛争や暴力を起こした側を加害者、被害を受けた側を被害者という立場で考えた場合、(国々の歴史を考えれば、互いの政府が加害者であり、互いの国民が被害者であることが多いが)これまでとられた和解の方法を含め、大別して12の和解の手続きがあるというものである。

ここでは井上 (2005) の訳語と説明をもとに整理してみる。

1. 対立の原因を外部に求める（弁解）
2. 賠償
3. 加害者の謝罪、被害者の許し
4. 懲悔（ざんげ）、宗教的な告白
5. 法廷での告白
6. カルマ（業）
7. 対立の原因を内部要因で検証する（真実和解委員会方式）
8. 歴史の追体験
9. 悲しみ、癒しを共有する
10. 共に再建（復興）にかかわる
11. 将来像と一緒に考える
12. ホーポノポノ的解決

それでは、以上のような12の和解の方法が日本とドイツの第2次世界大戦後約60年間に

どのようになされてきたか、あるいはなされなかつたかを検証してみよう。

### 3 ガルトゥングが提唱する和解への12の手法からみた戦後日本の問題点

#### ①対立の原因を外部に求める（弁解）

互いに話し合った結果、どちらが悪いといいうのではなく、自分たちを取り巻く環境のせいでのこんな対立を招いてしまったのだと、外部（当事者以外の要因、自然、文化、社会構造など）に原因を見い出そうとする方法である。これは弁解や言い訳によく用いられる。

たとえば、会社でライバル同士の対立や足の引っ張り合いで争いが起きたときなど、互いに責任転嫁するのではなく、「もともと仲のいい関係だったのに、こんなふうに対立するようになったのは、人間性を無視した会社の能力査定制度があったからなんだね。これからはそんなものにふりまわされないようにしたいものだね」と自分たちの関係の悪化を会社の制度のせいにすることで折り合いをつける。そこでライバルをけおとした側（加害者）も、けおとされた側（被害者）も癒されるのである。

日本の弁解は、いくつかのパターンがある。一つは、米国や西欧列強が中国・アジアを植民地化する競争に日本も参加するのは当然だという論調である。欧米がやっているのと同じことをやって何故悪いというわけである。次に人種問題がある。白人が有色人種を支配するという歴史があった。日本人は黄色人種である。他の黄色人種であるアジアの人々を、黄色人種である日本人が指導することにより、人種差別のないアジアをつくろうという理想である。アジア太平洋戦争の中途で「大東亜

「共栄圏」を確立するというスローガンが生まれた。また、諸民族の独立運動を支援するという大義もある。インドのチャンドラ・ボース率いる独立運動の支援という大義名分が、ビルマからインドへのインパール作戦において使用された。また、インドネシア独立に日本軍が貢献したということを強調する人もいる。

米国に対しては、防衛戦争であったという人もいる。日本の中国への野望に対し1941年8月には米国は石油の輸出を制限したので、日本の国益のためには米国との戦争は防衛的なものであるとする。実際は、1941年12月のハワイ真珠湾攻撃とマレー半島上陸、フィリピンの攻撃など一連の日本の軍事行動は、突然の卑怯な攻撃という印象を米国などに与えることになったが。

また、5.15事件や2.26事件など、一連の軍部クーデターにより、政治家による軍のコントロールができなかったとする、「やむを得なかつた」論がある。また、日本は、教育勅語の思想すなわち国民は天皇の臣民（赤子）であり、天皇のために死をも賭するのが国民の義務であると考えられていた。これは明治政府以来の中央集権的な国家主義教育の成果である。国民全体が国家神道というカルトのメンバーと化してしまったという議論である。国家主義的な皇民教育によって形成された天皇中心の国家神道イデオロギーは、自民族中心主義的である。アジア諸民族への軽蔑・蔑視・偏見・差別は必然であった。さらに日本の政府・軍部による情報の偏り（大本営発表の過大な戦果など）とマスコミのコントロールにより国民が正確な知識と情報を知らしめられなかつたことも挙げられる。

一方ドイツでは、経済的な理由として、第一次世界大戦の戦後処理であるベルサイユ条

約によるドイツの賠償問題などで多くの不満を残し、経済的な疲弊と閉塞感から、ドイツにナチズム政権が成立したことが挙げられる。しかし、ドイツ国内において、ナチズム政権の成立は反省的に語られる言説が主流である。20世紀後半になってネオ・ナチズムの形をとつて亡靈のようにドイツ周辺で復活の兆しがあるとはいえ、実際政治への影響力は敗戦によって消滅し、きびしい禁止策が講じられている。

## ②賠 償

加害者が被害者に、経済的、金銭的に賠償することで、和解する方法である。「これだけの償いをしたのだから、許してもらえるだろう」という加害者の癒しである。

戦勝国が敗戦国に対して要求・賦課する償金、賠償には、戦勝国の戦費の負担および公私との損害を償うためのものがある。近代日本政府はそれまで主に賠償の受取り手であったが、支払いという問題に立たされたのは第二次世界大戦の敗北後である。

1951のサンフランシスコ講和条約で連合国48ヶ国と外交を修復し、連合国が1945年9月以前の戦争行為から生じる賠償請求権、直接軍事費に関する請求権を放棄すると同時に、日本軍の侵略によって与えられた損害と苦痛に対しては条約発効後の個別交渉に基づき賠償が支払われるべきことを規定した。その後の各国との協定で、特に侵略した地域であるアジア諸国に対しての賠償を取り決めた。この講和条約を結ばなかつた、中華民国やインド、ビルマ、ソ連、韓国などでも、その後個別的に平和条約や協定を結んでいる。しかし、朝鮮民主主義人民共和国とは現在も国交回復しているとはいはず、国家間の賠償問題は未解決である。

この賠償問題は国家間では協定などで一定の解決の形をとっている。とはいっても、民事レベルでは、従軍慰安婦問題の訴訟や、1945年の6月秋田県花岡鉱山の鹿島組事業所で、強制連行されて苛酷な労働に従事していた中国人労働者が蜂起し、鎮圧されて中国人418人が死亡した花岡事件の裁判などで、日本の司法は、賠償問題に冷ややかな立場をとり続けている。このような立場は、日本の政府の立場と連動しており、このことが中国・韓国などからの日本への和解の感情を困難にするものとなっている。政府間レベルでの賠償は一定の決着を見ながら、民間レベルでの賠償による和解のプロセスは、被害者側に納得のいかない場合が多いのである。

### ③加害者の謝罪、被害者の許し

被害と加害の関係にある両者の間で、「ごめんね。もうしないから」と加害者が謝り、「しようがないね。でももう二度としないでね」と被害を受けた方が許す。相手がここから謝ったことで被害者側の癒しが得られる方法である（井上, 2005）。

日本においては、すでにドイツとの比較において述べたように謝罪一許しのプロセスが成立しているとはいえない。靖国神社首相参拝問題や政治家の大東亜戦争肯定的発言や教科書問題では、「許し」の感情ではなく、侵略戦争に無反省と日本の指導者の姿が映り、怒りや憤激の感情を引き出している。

### ④懺悔（ざんげ）、宗教的な告白

神仏に「神（仏）様、私はこんなに悪いことをしました」と懺悔をして、加害者が癒しを得る。

日本の敗戦直後の東久邇内閣は「一億総懺悔」による天皇への敗戦の謝罪を唱えた。國

民の多くも敗戦の悲惨と戦後の苦境をもたらした軍部、官僚など戦争指導者を追求する敗戦責任論に共感した。ここでは、天皇に対する「懺悔」であり、迷惑をかけた他国民の被害者を念頭に置いた反省とはなっていない。また、マッカーサー将軍への日本人からの手紙の中身は米国に対する謝罪と懺悔であり、侵略した地域の人々が対象ではない。昭和天皇は1946年1月1日に出された詔勅、いわゆる「天皇人間宣言」で、天皇の神格を否定した。天皇と国民の紐帯（ちゅうたい）は神話と伝統によって生じたものではなく、また天皇を現人神（あらひとがみ）としそれを根拠に日本民族の他民族に対する優越を説く観念に基づくものでもないとして、天皇の神格を否定したのである。この詔勅は、占領軍による日本民主化政策の一環として発せられたものである。それまで国家神道を中心に国民の戦争への動員がなされてきたので、天皇の神格否定は国民に強いショックを与えた。しかし、ここでは、宗教的存在としての天皇個人が自らの罪に対して懺悔をするという発想はない。また、「統帥権」をもった俗人としての戦争指導に対する反省や告白も戦後史では不問に付されてしまった。

国家神道に協力した仏教者やキリスト者の反省と戦争協力の懺悔がおこなわれているにもかかわらず、アジアの民衆に対して加害者の立場にあった国民の主体的な戦争責任問題としての宗教的な反省と告白は、アジア諸国民には届いていないと言って良いだろう。

また日本には神道の「みそぎ」という発想がある。これは、自らの罪を悔い改めるのではなく、儀式的行為によって水に流し自身を清める宗教儀礼である。そこには加害行為は悪行や罪としてではなく、「けがれ」として水に流すべきものとされる。

靖国神社は1879年に東京招魂社を抜本的に改革して成立した。以来、日本の対外戦争における戦死者を「靖国の神」と神格化して国家がまつた。戦前の靖国神社は、陸軍省と海軍省と内務省によって管理運営された特別の神社であり、日本の軍国主義の精神的主柱であった。第2次世界大戦敗戦後は一宗教法人として存続しているとはいえ、靖国神社国家護持運動による「靖国神社法案」の成立をめざす動きもある。戦没者への国民感情のありかたにとって重要な役割を果たしてきた神社である。しかし、ここにあるのは国家への貢献という観点であり、日本人以外の戦死者や被害者を慰靈するという活動はおこなっていない。これは、沖縄県にある「平和の礎（いしじ）」が、沖縄戦をめぐって、日本軍戦死者だけでなく、沖縄の民間人被害者、さらには日本人だけでなく、連合国側の戦死者も用っているのとは対照的である。

## ⑤法廷での告白

罪を犯した者がその懺悔を法廷で行うことである。裁判官や傍聴者の前で自分の罪を悔いることで、加害者が癒しを得る。

極東国際軍事裁判いわゆる東京裁判においては、日本の戦前・戦中の指導者28名の被告を「A級戦犯」すなわち主要な戦争犯罪人として、通例の戦争犯罪に加え、「平和に対する罪」と「人道に対する罪」を理由として死刑による断罪を連合国側が枢軸国である日本側にたいしておこなった。7人が絞首刑となつた。原爆投下や無差別爆撃など連合国側の戦争犯罪は不間にされるという問題があつた。また統帥権を持つ軍の指導者であり国家元首である昭和天皇の戦争責任も問われることがなかつた。裁判はアメリカの占領政策の一環としておこなわれた側面がある。東京裁

判では、関東軍防疫給水部（731部隊）などによる中国人捕虜など多大な細菌の感染実験や生体解剖、中国での細菌戦や毒ガス戦などの違法行為は、米国の軍との取引により不間にされたという問題もある。戦勝国による一方的な裁判という右翼側からの批判もある。

また、5600人を対象としたB級裁判は事実の認定や情状の酌量などに関して問題のあるケースがあった。捕虜虐待・処刑などの不法行為が上官の命令によるものであろうと、実行者は処罰された。しかし、帝国軍隊の中では、どんな場合でも上官の命令に従うべきであるとされていたから、命令を実行しただけだと思っている者にとって、裁判は不当判決と受け止められた。したがって有罪判決が戦勝国側の報復処置であるにすぎないという不満があり、受刑者の中で、自己の有罪を認めた者は多くなかった。自分たちをこのような境遇におとしいれた戦争の悲惨さを訴え、平和への希求を述べているとはいえ、そのベクトルは、他民族の戦争被害者に向いているとはいえない。A級戦犯として処刑された戦争指導者は、後に靖国神社に合祀された。このことから首相の靖国神社の参拝問題が生じている。アジアの被害の観点からは、首相の歴史認識を疑い許し難い不信行為に映つたのである。

## ⑥カルマ（業）

カルマとはサンスクリット語で「行為」のことである。仏教では、人間の業を表す言葉である。別の言葉で言えば、「縁起」、「ご縁」といったところだろうか。もともとあつた人間関係が、悪い巡り合わせ（業）で壊れてしまった。それを水に流して、今までのご縁を大切にしましょうということである。

Galtung (2004) はこの方法をきわめて東洋的な和解の方法であるとし、「非常に優れたものである」と解説している。西欧的な因果律でなく、原因と結果を「因縁」としてとらえ、関係の相互性と全体性を強調する東洋思想である。関係の相互性において相手の罪を許すという考え方である。このような「水に流す」発想は、正しい歴史認識と心からの反省と謝罪とを伴ってこそ、真にその効力を發揮できる和解の方法であると考えられる。

#### ⑦対立の原因を内部要因で検証する（真実和解委員会方式）

紛争や争いが起きた原因を互いに検証しあい、「あのときはこちらに非があったが、この部分ではそちらが間違っていた」などと、過去を見つめ、反省点を話し合うことで罪のある人に恩赦を与え、和解していく方法である。南アフリカ共和国で、アパルトヘイト廃止後、それまで黒人活動家を迫害してきた白人の警官、軍人と、黒人の被害者（その家族をふくむ）との間に緊張が高まった。そこで、「真実和解委員会」が組織され、加害者と被害者の和解が可能になり人種差別を撤廃した新しい国民統合の推進に貢献した。

日本のアジア太平洋戦争をめぐって、戦争の真実と悲惨を訴える体験記や証言が多く出版されている。そのなかには、少数ではあるが、アジアの民間人に対する残虐行為を告白したものもある。しかし、歴史の真実を国家的レベルで明らかにして、日本の側から被害諸国の側への謝罪をおこない許しを公式的に求める行為というのは、戦後60年間なされてきたとはいえない。

#### ⑧歴史の追体験

演劇やロールプレイングゲームなどを通じて、「あのときの選択は間違っていた」「こんな選択もあったかもしれない」と、一人一人が過去を追体験することで和解への道を模索していく方法である。

この歴史の追体験という方法は、トランセンド法の重要なアプローチの一つである。朗読劇でアジア太平洋戦争後の歴史問題を追体験する取り組みをおこなっている。この試みは「歴史の追体験」と「ホーポノポノ」とを結合した試みである。このとりくみについては、Galtung (2005ab)、奥本 (2005) を参照されたい。

#### ⑨悲しみ、癒しを共有する

お互いの傷（犠牲者）に対して、一緒に頭を下げましょうと、悲しみや癒しを共有する和解の方法。対立する者同士は、お互いがある部分で加害者であると同時に被害者であることが多いものだが、その痛みを共有し、いたわり合いましょうということである。つまり、共感しあうことである。対立する者同士がこうしてこころを通わせることは、次のステップのために非常に重要なことである。お隣りの朝鮮半島では「恨」("Han" Korean resentment)の感情を昇華するために集団で踊ったり慰め合ったりする儀式がある。戦争により大事な人を失った苦しみは、国や民族を越えて共通である。靖国神社のように自民族・自国民のみの慰靈ではなく、沖縄の「平和の礎」のように敵味方を越え、戦闘員・非戦闘員の違いを超えて悲しみを共有し、癒し合う機会と場所の提供が必要である。沖縄県にできたことが日本国家としてできないはずはない。また、原爆投下をめぐっては、米国のスミソニアン博物館で、原子爆弾を投下し

たB29のエノラ・ゲイ号の展示に際して、被爆者の被害の展示を併せて行うかどうかの議論があり、結局実現ができなかったという残念ないきさつがあった。しかし、被爆体験を米国の学生に語る被爆者や、米国でのサダコ像の建設など、被爆の実態を知り悲しみ・苦しみを共有しようという動きもある。日本とアジア諸国との間でも、慰靈や鎮魂を共同でおこなう取り組みが求められる。

#### ⑩共に再建（復興）にかかわる

戦争で破壊された街や建物を力を合わせて再建しようという取り組みである。対立していた者同士が力を合わせて一つの作業をすることで、新たな関係を見い出そうとする和解の方法である。戦争被害の補償に関する、日本の資本の技術が戦後アジアの復興に貢献してきたといえるけれども、その内容や方法などは問題を含んでいる。ダム建設で現地の住民が立ち退きを迫られたり、森林伐採による環境の破壊などが問題になっている。現在は、朝鮮半島の南北の鉄道路は分断されている。しかし、東アジア共同体の構想がすすめば、その再開だけでなく、ロシア・中国・朝鮮半島を経由してヨーロッパと日本列島をつなぐ、大陸横断鉄道の構想も現実のものとなるだろう。

#### ⑪将来像と一緒に考える

対立していた者同士が、二度と同じ過ちを犯さないためにはどうすればいいかをアイデアを出し合い、将来のあり方を共に考えていく。家族の争いでいえば、バラバラになってしまった家族がもう一度やり直そうと決意し、家族のみんなが仲良くやるために何をしたらいいのか、あるいは何をしないかを話し合い、それぞれが努力することである。

日本においては、東アジア共同体の青写真をどう創っていくかが問題となる。朝鮮民主主義人民共和国との関連では、現在六ヶ国協議が行われている。共和国側は、日本の植民地支配時代の暴力と抑圧の被害の問題にこだわり、日本は、拉致問題による被害が交渉のネックになっている。国益のみにこだわらず東アジア地域共通の利益や人類全体の利益（国際的な軍縮など）を進める関係を創ることが必要である。またそのような課題は、国家レベルのみでなく、自治体や民間同士でも積極的に推進するべきであろう。国籍や民族の違いを超えた文化・芸術・スポーツなどの交流や、紛争転換のためのワークショップなどの開催も有益であろう。東アジア共同体を対話により非暴力的に創造性を發揮して実現するために、政治や経済の分野に限らず多様な当事者の参加と共同作業が求められる。

#### ⑫ホーポノポノ的解決

そして和解の総括ともいえる12番目の方法が、ホーポノポノである。ホーポノポノはもともとハワイなどポリネシアの伝統社会における共同体における紛争転換と和解の手法である（Shook, 1985）。対立している当事者も、それを取り巻く人々も参加して、起こってしまったことの事実を時間をかけて検証し、謝罪すべきところはそこから謝罪する（加害者、被害者の癒し）。そして、すべての反省がすんだところで過去のことは水に流し（過去の清算）、二度と同じ過ちを犯さないために何ができるか、みんなでアイデアを出し合う（未来の建設、新しい関係の再生）という和解法である。ホーポノポノには、癒し、過去の清算、未来の建設という和解に必要な3つのプロセスがすべて入っている。日本でも集落内・集落間の問題解決の手法として、

「寄り合い」など地域単位の問題解決の伝統があった(宮本, 1984などを参照)。ホーポノポノは、地縁と血縁に基づく伝統的な共同体の問題解決方法であり、和解の方法である。しかし、その手法は現代社会の社会的文脈にも応用可能である。ホーポノポノは次の5つの段階からなる。

- (1) 何が起こったのか、問題の事実を把握し共有する
- (2) 事件の起こった原因を探求する。参加者がやったこととともに怠ったことを明らかにする。
- (3) 行為したことと行為しなかったことの責任を共有する。
- (4) 建設的な未来志向のプログラムを(1)、(2)、(3)に基づいて作成する。
- (5) 紛争の終結を宣言し、やるべきことの確認をして、記録を焼却する。

ホーポノポノは、もともと実際の和解のプロセスであるが、これを朗読劇にして、教育的に応用することもできる。2002年には横浜でガルトゥング夫妻が大人数の参加者によるホーポノポノ朗読劇を実施し、アジア太平洋戦争からの和解と東アジア共同体づくりのためのエクササイズをおこなった(Galtung, 2005 ab)。奥本(2005)は、ホーポノポノ朗読劇の試みを発展させて、アジアの歴史と現状の事実と朗読劇というフィクションとの緊張関係について考察して、その意義を論じ、また先住民や少数民族の参加と配慮の重要性を指摘している。

## 4 おわりに

以上のような和解の課題は、日本の国益のためにも必要である。アジア太平洋戦争は、他民族の犠牲と搾取と抑圧の上に立った国益の追求とその失敗過程であるといえる。自らの利益を追究するためには、相手の利益も尊重する必要がある。さらにお互いの関係を利害関係の衝突とのみ見るのはなく、共通の課題を共有するパートナーとして共同する必要がある。その際に、相手に対する敵意や無関心などは、平和的にコンフリクトを転換する妨げとなる。敵意や民族的偏見は、ガルトゥングのいう文化的暴力の構成成分である。文化的暴力が、戦争や武力紛争などの直接的暴力と、抑圧や搾取などの構造的暴力を支える働きをする。文化的暴力を文化的平和に転換するためにも、和解の課題は重要である。

### <付記>

本論文は、Ito (2005) の発表を再構成したものである。

本研究は、和光大学総文化研究所2005年度研究プロジェクト「紛争解決教育の理論的・実践的研究」(伊藤武彦・代表)の助成を受けた研究成果の一部である。

### 【文献】

- Galtung, J 2004 On the psychology of reconciliation, PRIME No.21, 7–18. Meiji Gakuin University,  
 Galtung, 2005a Pax Pacifica in Yokohama Harbor, トランセンド研究, 3 (1), 44–57. (奥本京子・藤田明史・中野克彦 編・訳 ホーポノポノ「アジア・太平洋の平和」(Pax Pacifica). トランセンド研究, 3 (1), 3–13.)  
 Galtung, J. 2005b Pax Pacifica : Terrorism, the Pacif-

- ic Hemisphere, Globalisation and Peace Studies.  
London : Pluto Press.
- 井上孝代 2005 あの人と和解する：仲直りの心理学  
集英社
- Ito, T. 2005. *The psychology of reconciliation*. Paper presented at the Ninth International Symposium on the Contributions of Psychology to Peace. Portland State University, Portland, Oregon, USA, June 19–26, 2005
- 宮本常一 1984 忘れられた日本人 岩波書店
- 奥本京子 2005. ホーポノポノ「アジア・太平洋の平和」改訂プロジェクト〈その1〉：ガルトゥングによる東アジアの和解のための朗読劇の問題点と提案. トランセンド研究, 3 (2), 73–81.
- Shook, E. V. 1985 *Ho'oponopono : Contemporary uses of a Hawaiian problem-solving process*. Honolulu : University of Hawai'i Press.